

令和5年度の環境監視の結果について（公表）

福岡市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、大気、水質等の環境の状況について監視を行っています。

令和5年度の環境監視の結果がまとまりましたので公表します。

1 大気（P1～P8）

- ・一般環境大気測定局（一般局）8局、自動車排出ガス測定局（自排局）8局の計16局で大気の状態を監視しています。
- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、測定を行っている全9局で環境基準を達成しました。なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）を構成している成分については、硫酸イオンが最も多く25%でした。
- ・光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

2 水質（P9～P24）

- ・河川は、11水系14河川の環境基準点19地点で調査を実施し、BOD※（生物化学的酸素要求量）は、全ての地点で、環境基準を達成しました。
- ・博多湾は、東部、中部、西部3海域の環境基準点8地点で調査を実施し、COD※（化学的酸素要求量）は、東部海域の1地点と西部海域の1地点で環境基準を達成しました。全りんは全ての海域で環境基準を達成し、全窒素は中部海域と西部海域で環境基準を達成しました。
- ・地下水は、全市的な状況を把握するための「概況調査」において13井戸を調査し、1井戸でふっ素が環境基準値を超過しました。超過した原因については、専門家の意見を踏まえ、地質由来の自然的原因と推定しました。過去に環境基準値を超過した井戸等を経年的に監視する「継続監視調査」においては、20井戸を調査し、5井戸で環境基準を達成しませんでした。

※ BOD、COD：BODは河川、CODは海域、いずれも水の汚れ度合を示す指標で、水中に含まれる有機物の量が多いほど値が大きくなり、汚れていることを示します。

3 騒音（P25～P30）

- ・自動車騒音は、主要幹線道路529区間の沿道にある住居等における騒音の状況を評価し、95.5%の住居等で昼間・夜間とも環境基準を達成しました。
- ・航空機騒音は、空港周辺7地点で測定し、3地点で環境基準を達成しました。
- ・新幹線鉄道騒音は、山陽新幹線、九州新幹線の計6地域11地点で測定し、4地点で環境基準を達成しました。

4 化学物質等（P31～P36）

- ・ダイオキシン類は、大気7地点、公共用水域の水質・底質14地点、地下水1地点及び土壌1地点について調査し、全ての地点で環境基準を達成しました。
- ・有害大気汚染物質は、大気測定局4地点で測定し、全ての地点で環境基準等を達成しました。